

愛知県衛生対策審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県衛生対策審議会条例（昭和44年3月31日条例第7号）第9条の規定に基づき、愛知県衛生対策審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（議事録の作成及び会議の公開等）

第2条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

2 議事録の保存年限は5年間とする。

3 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

4 専門部会の公開については、前項の規定を準用する。

（専門委員の出席）

第3条 議長は、必要に応じ、専門委員を審議会に出席させることができる。

（事務局）

第4条 この審議会の事務局を県健康福祉部医療福祉計画課に置く。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。